

暫定基準の設定について

1. 業種選定の基本的な考え方

今回の一律排水基準値に対する超過実態があることに加え、以下のような特殊事情を有する業種を選定。なお、業種については産業分類で規定することを基本とする。

排水処理の困難性が認められる業種であること。

- ・ 亜鉛を専ら使用している特殊な業種。
- ・ 排水に共存物質やキレート成分を多く含み排水処理が困難。
- ・ 特定施設として「電気めっき施設」や「酸又はアルカリによる表面処理施設」等を有し、各事業場のデータにバラツキがある。

鉱山系の業種であること。

その他の特殊事情

- ・ 小規模かつ零細な企業が多い。
- ・ 設備等の設置スペースの問題がある。 等

2. 業種選定のイメージ

これまでの企業ヒアリング等を踏まえると、業種としては鉱業関連、めっき及び表面処理関連、無機化学関連などが該当するものと考えられる。

3 . 産業分類による業種イメージ

産業分類のどのレベルの分類 [中分類、小分類、細分類] が適切か等を検討し決定することとする。

1) 鋳業関連 (休廃止鋳山含む)

鋳業 [0 5]

金属鋳業 [0 5 1]

非鉄金属製造業 [2 4]

非鉄金属第1次製錬・精製業 [2 4 1]

非鉄金属第2次製錬・精製業 [2 4 2]

2) めっき及び表面処理関連

鉄鋼業 [2 3]

表面処理鋼材製造業 [2 3 4]

金属製品製造業 [2 5]

建設用・建築用金属製品製造業 [2 5 4]

(ただし、表面処理を行うものに限る。)

金属被覆・彫刻業、熱処理業 [2 5 6]

溶融めっき業 [2 5 6 2]

電気めっき業 [2 5 6 4]

3) 無機化学関連

化学工業 [1 7]

無機化学工業製品製造業 [1 7 2]

無機顔料製造業 [1 7 2 2]

その他の無機化学工業製品製造業 [1 7 2 9]

4 . 暫定基準値について

これまでの一律排水基準値 (5 mg/l) を基本とする。